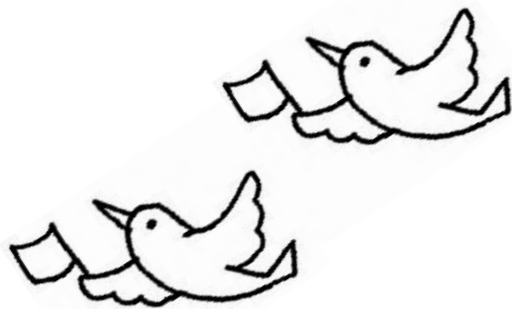


令和8年度（2026年度）

豊中市 教育・保育施設等利用のご案内

この案内は、保育所（園）・認定こども園・幼稚園・家庭保育所・地域型保育事業・その他子育てサービス支援事業等、豊中市でご利用いただける施設・事業のご案内です。子ども・子育て支援新制度での施設の利用に関する手続きや必要な書類等について、重要なことを記載しています。申請される際は、内容をよくお読みください。

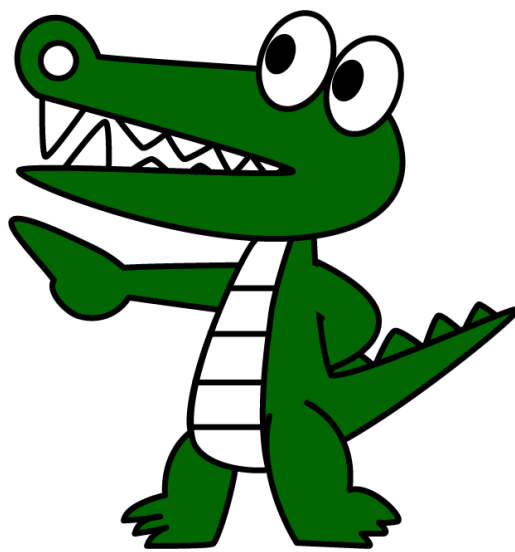
*この案内の内容は変更する場合があります。追加で決まった事項や変更になった点については、豊中市ホームページ等で随時お知らせしますのでご確認ください。



2号・3号認定の申込についての
市ホームページはこちらから。



電子申込での各種手続きについての
市ホームページはこちらから



豊中市こども未来部子育て給付課 入所入園係

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（第二庁舎3階）
TEL 06-6858-2252/2253
FAX 06-6854-9533
メール kosodate-nyusho@city.toyonaka.osaka.jp

<最初にお読みください>

<施設・事業の利用にあたって>

各施設・事業によって、その教育・保育の方針や費用（基本保育料を除く）、取り組みはさまざまです。**利用申込にあたっては、希望される施設・事業を必ずお子さんと一緒に事前見学し、重要事項の確認をしてください。**

見学には予約が必要になることがありますので、各施設・事業者にお問い合わせください。

<令和8年度 クラス年齢について>

0 歳児クラスのうち生後 57 日目からの産明けクラスがあります。

クラス	生年月日		
5 歳児	令和 2 年 4 月 2 日	～	令和 3 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 3 年 4 月 2 日	～	令和 4 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 4 年 4 月 2 日	～	令和 5 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 5 年 4 月 2 日	～	令和 6 年 4 月 1 日
1 歳児	令和 6 年 4 月 2 日	～	令和 7 年 4 月 1 日
0 歳児	令和 7 年 4 月 2 日	～	

<書類の提出先について>

各種申込、変更手続きの書類は以下で受付けています。

これから申し込まれる方 申込中で内容を変更されたい方	2 号・3 号認定の方（詳しくは P.10 をご覧ください）
	新規申込・内容変更等：電子申込でのみ受付
	1 号認定の方
	私立認定こども園・私立幼稚園を利用希望の方 ：利用を希望する施設 公立認定こども園を利用希望の方 4 月入園一斉募集時：市ホームページから申込 年度途中入園希望時：市ホームページから申込 3 歳児クラスは 1 号認定での新規入所はできません（障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童を除く）。2 号認定からの切替の場合のみ 1 号認定で利用可能です。
現在施設をご利用中の方	転所申込・1 号→2 号への切替・退園届：利用中の施設 その他：電子申込

<保護者のみなさまへのお願い>

お子さんをお預かりするには、給食費・教材費・光熱水費・衛生管理費・職員の人件費などの経費が必要です。そして、施設の運営は、国・府・市の公費による負担と、所得に応じて保護者に負担いただく保育料とで成り立っています。

豊中市の保育料（利用者負担額）は、保護者の負担軽減のため、国の定める保育料を軽減した保育料を豊中市が定めています。軽減分は市が負担しています。施設の健全な運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

目 次

■子ども・子育て支援新制度について	P.3～7	
1 支給認定区分について	3	
2 保育必要認定（2号認定・3号認定）を受けるための事由について	3	
3 保育必要量について（保育標準時間認定／保育短時間認定）	5	
4 利用できる施設について	5	
5 障害児等で特に集団保育における配慮を必要とするお子さんの相談と申込について	7	
■幼稚園・1号認定（保育を必要とする事由なし）の新規入園の手続き	P.8～9	
1 1号認定（保育を必要とする事由なし）の施設利用申込について	8	
2 支給認定申請に必要な手続き	8	
3 豊中市外の幼稚園・認定こども園を利用される場合	8	
4 入園までの流れ	9	
■2号・3号認定（保育を必要とする事由あり）の新規入所の手続き	P.10～18	
1 2号認定・3号認定の施設利用申込について	10	
2 申込後の利用調整（選考）について	13	
3 市内から市外施設への入所について	18	
4 市外から市内施設への入所について	18	
■在籍児童にかかる手続き	P.19～21	
1 各種変更手続き	19	
2 在籍中の1号・2号の切り替えについて	19	
3 引き上げ転所について	20	
4 転所について	21	
5 施設利用の終了について	21	
■利用者負担額（保育料）	P.22～27	
1 利用者負担額（保育料）の決定のながれ	22	
2 利用者負担額（保育料）の軽減【0～2歳児】について	23	
3 副食費免除【3～5歳児】について	23	
4 利用者負担額（保育料）の変更について	24	
5 利用者負担額（保育料）の納入について	25	
6 利用者負担額（保育料）の還付について	25	
7 利用者負担額（保育料）表	26	
■幼児教育・保育無償化	P.28～31	
1 幼児教育・保育無償化の対象者	28	
2 無償化の給付方法	28	
3 無償化に伴う施設等利用給付認定	28	
4 保育を必要とする事由	28	
5 申込日と適用月	28	
6 申込方法	29	
7 世帯状況・利用施設ごとの認定区分および無償化の範囲	29	
8 償還払いの給付時期	30	
9 無償化に伴う各サービスの併用について	30	
10 認可外保育施設およびサービスについて	30	
11 新2号・新3号認定児童にかかる手続き	31	
12 企業主導型保育施設等に提出する支給認定証の交付について	31	
■各施設における多様な保育事業について	P.32～36	
1 一時保育事業（一時預かり事業）	32	
2 ポピンズキッズルーム（庄内・桜の町）一時保育事業等	33	
3 土曜日共同保育	33	
4 休日保育	33	
5 病児保育事業	34	
6 豊中市立児童発達支援センター	35	
7 ファミリー・サポート・センター	36	
■施設一覧	P.37～43	（※P.43 公立こども園の再整備について）
■地図	P.44～47	
■申請関係書類		・就労証明書 ・保育を必要とする事由証明書 ・豊中市外の2号・3号保育施設入所申し込みに関する確認書 ・保育施設入所に関する証明願 ・転入に関する誓約書 ・育児休業等取得中の利用調整（選考）に関する申立書